

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金について

趣 旨

龍ヶ崎市では令和 3 年 4 月より、安全で安心なまちづくりに向けて、ドライブレコーダーの普及を促進し、市民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図ることを目的として、すでに所有し、使用している自家用車(車両購入と同時に設置した場合は対象となりません。)にドライブレコーダーを設置する場合、1 世帯につき 1 台分を予算の範囲内で補助します。

補助対象となる機種・対象者

- ・補助対象となる機種以外を設置した場合は補助金が交付されません！
- ・販売店等に対象となる機種であるかを十分に確認し設置してください！

●補助対象となる機種

- ・エンジン始動後に、自動的に記録データの作成を開始する常時録画機能を有すること。
- ・駐車時における録画機能(常時録画、イベント記録、動体検知のいずれか)を有すること。
- ・有効画素数が200万画素以上で 4 時間以上記録(記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。)できること。
- ・記録データの再生及び保存が容易にパソコンでできること。

●補助対象者

- ・市内に住所があり、自家用として使用している自動車の自動車検査証に記載されている方
- ・申請者及び申請者の属する世帯の世帯員が市民税等を滞納していないこと。
(市民税, 固定資産税, 都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税, 介護保険料及び下水道使用料)
- ・申請者及び申請者の属する世帯の世帯員が反社会的勢力(暴力団等)やその関係者でないこと。
- ・捜査機関から交通事故の原因究明又は犯罪捜査の目的のため記録データの提供を求められた場合には記録データの提供, 捜査に協力する旨の同意及び連絡先の提供ができること。
- ・過去に申請者及び申請者の属する世帯員が当該補助を受けていないこと。

補助対象経費

市内に住所を有する販売店又は事業所等から購入したドライブレコーダー(必要な付属品を含む)の購入費及び設置に要する費用となります。

補助金の額

補助金の額は補助対象経費に 2 分の1を乗じて算出した額とし、上限 1 万円となります。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額となります。

申請方法など

- ・当該年度の予算に達した場合、年度途中で受付終了となります！
- ・補助対象機種に該当しない機種を設置した場合は補助金が交付されません！

- 申請は、ドライブレコーダー設置後に、申請書兼請求書(様式第 1 号)に添付書類(裏面に記載)を添えて申請となります。
- 申請書兼請求書は、市公式ホームページからダウンロード又は生活安全課にて配布しています。
- その他 詳しい内容、要件、不明な点や注意事項などは市公式ホームページ又は下記へお問い合わせください。

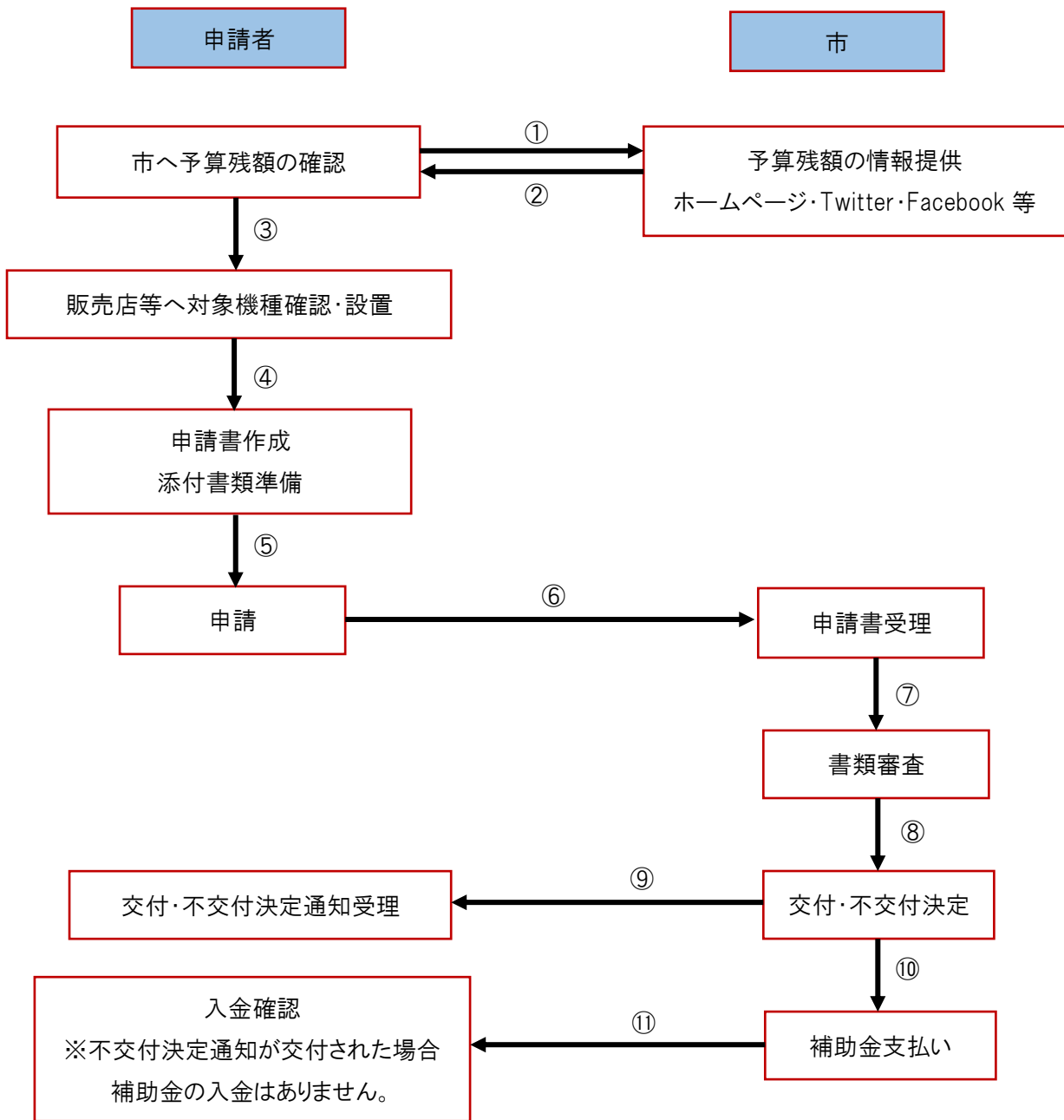
☆お問合せ先☆ 〒301-0801 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市役所 生活安全課 交通安全・防犯対策グループ
電話:0297-64-1111(内線 491・494) メール:seian@city.ryugasaki.lg.jp

添付書類

- 自動車検査証の写し
- 誓約書(様式第2号)
- ドライブレコーダーの機能が確認できるものの写し(取扱説明書やカタログなど)
- 補助対象経費が確認できる領収書及び内訳書の写し
- ドライブレコーダー設置前後の写真(ナンバーを含めた全体とドライブレコーダーの設置箇所)
- その他市長が必要と認める書類(申請者個人の状況に応じて変わります。)

手続きの流れ

- ・下記は基本的な手続きの流れとなります！
- ・場合によっては、記載のない手続きを行っていただくこともあります！



☆お問合せ先☆ 〒301-0801 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市役所 生活安全課 交通安全・防犯対策グループ
電話:0297-64-1111(内線 491・494) メール:seian@city.ryugasaki.lg.jp